

活動資金での功労による表彰基準一覧表

区 分	基 準	対象	表彰の方法
特別社員	会員としてのご協力（毎年 2,000 円以上）が 10 年以内に <u>2 万円</u> に達した場合	個人	特別社員称号付与通知 特別社員章 名入門標（プラスチック製）
		法人	特別社員称号付与通知 法人用サインホルダー
支部長表彰状	ご協力金額が <u>10 万円</u> に達した場合	共通	支部長名表彰状
銀色有功章	ご協力金額が <u>20 万円</u> に達した場合	個人	銀色有功章（楯式）・略章
		法人	銀色有功章（楯式）・略章
金色有功章	ご協力金額が <u>50 万円</u> に達した場合	個人	金色有功章（勲章式）・章記 ・略章
		法人	金色有功章（楯式）・略章
社長感謝状	ご協力金額が 金色有功章受章後 <u>50 万円</u> に達した都度 (分納額の合算可)	共通	社長名感謝状
厚生労働大臣 感謝状 (国の表彰)	同一年度内に、 一時または数次に <u>100 万円以上 500 万円未満</u> の ご協力があった場合、 授与申請をいたします。 ※法人・団体は <u>300 万円以上 1,000 万円未満</u>	共通	厚生労働大臣感謝状 記念品 (昭和 59 年 9 月 12 日付 社庶第 104 号 厚生省社会局長通知)
紺綬褒章 (国の表彰)	一時または分納の申し出により 個人は 500 万円以上、法人等は 1,000 万円以上の活動資金へ のご協力をいただいた場合、授与 申請をいたします。 ※内閣府賞勲局通知により、分 納の初回寄付が平成 29 年 4 月 1 日以降である場合に限り、これ まであった 3 年以内という分納 期限の制限なく授与申請を行え るようになりました。	個人	紺綬褒章 褒状 (昭和 55 年 11 月 28 日閣議決定)
		法人	褒状 (昭和 55 年 11 月 28 日閣議決定)